
平成27年 第2回 6月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第3日)

平成27年6月26日 (金曜日)

議事日程 (第3号)

平成27年6月26日 午前10時00分開議

- 日程第 1 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第1号))
(日程第1 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 第29号議案 平成27年度中間市一般会計補正予算 (第1号)
(日程第2 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第30号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 第31号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
(日程第3～日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 意見書案 「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書
第 6 号
(日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 意見書案 労働法制の規制緩和に関する意見書
第 7 号
(日程第6 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 意見書案 辺野古新基地建設を直ちに中止することを求める意見書
第 8 号
(日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 意見書案 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書
第 9 号
- 日程第 9 意見書案 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める
第 10 号 意見書
(日程第8～日程第9 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議会運営委員会委員の選任
- 日程第11 常任委員会委員の選任
- 日程第12 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	堀田 英雄君	2 番	植本 種實君
3 番	田口 善大君	4 番	小林 信一君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	田口 澄雄君	8 番	掛田るみ子君
9 番	草場 満彦君	10 番	中尾 淳子君
11 番	山本 慎悟君	12 番	佐々木晴一君
13 番	安田 明美君	14 番	中野 勝寛君
15 番	原田 隆博君	16 番	下川 俊秀君
17 番	井上 太一君	19 番	米満 一彦君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	柴田精一郎君
総合政策部長	………	藤崎 幹彦君	市民部長	………	高橋 洋君
保健福祉部長	………	白橋 宏君	建設産業部長	………	後藤 哲治君
教育部長	………	濱田 孝弘君			
環境上下水道部長	………				久野 裕彦君
市立病院事務長	………	芳野 文昭君	消防長	………	三船 時彦君
総務課長	………	園田 孝君	財政課長	………	田代 謙介君
安全安心まちづくり課長	………				村上 智裕君
企画政策課長	………	蔵元 洋一君			
世界遺産推進室長	………				安永日出男君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	介護保険課長	………	小南 敏夫君
産業振興課長	………	船津喜久男君	上水道課長	………	井上 一君
下水道課長	………	岩切 伸一君	市立病院課長	………	末廣 勝彦君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	船元 幸徳君
書記	熊谷 浩二君	書記	池田 恭君

午前 9 時56分開議

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 承認第3号

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、承認第3号の専決処分を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第3号平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）につきましては、平成27年5月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

平成26年度の中間市特別会計国民健康保険事業の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては58億3,590万円、また、歳出総額にあつては70億8,250万円となり、差し引き12億4,660万円の不足が生じました。これを補填するため、平成27年度補正予算として、歳出につきましては11款の前年度繰上充用金に、また、歳入につきましては11款の諸収入にそれぞれ12億4,662万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,719万円といたしました。

また、平成26年度単年度決算につきましては、420万円の黒字決算となっております。

この主な要因といたしましては、まず一つ目の要因といたしまして、福岡県財政健全化交付金のうち前年度、前々年度の医療費の伸び率が県平均より低く、医療費を抑制した市町村に交付される交付金につきまして、平成25年度におきましては交付基準を満たさなかったことから交付されておりましたが、平成26年度におきましては交付基準を満たしたことから、約7,000万円交付されたことでございます。

次に、二つ目の要因といたしましては、平成26年度の国民健康保険運営協議会の答申におきまして、単年度決算におきまして、歳入が不足する場合は一般会計からの法定外繰り入れを行うよう要請がありましたところ、平成26年度単年度決算におきまして歳入に不足が生じたことから、一般会計から7,500万円の法定外繰り入れを行ったことでございます。

今後も保険税の徴収を強化し、滞納額の削減を図るとともに、保健事業に力を入れ、市民の健康増進による医療費の減少に努め、国民健康保険財政の健全化を図ってまいりたい

と思っております。どうぞご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより承認第3号専決処分を報告し承認を求めることについてを採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は承認することに決しました。

日程第2．第29号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第2、第29号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第29号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、遠賀川水源地ポンプ室が、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスから世界遺産一覧表へ記載されるよう勧告されたことを受け、本市が新たに取り組む観光振興事業に要する経費を計上したものであり、歳入歳出それぞれ440万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ173億5,950万円とするものであります。

事業の内容といたしましては、筑豊電鉄が不要となった旧型車両を唐戸の県道沿いの用地に設置し、観光スポットとして整備するものであります。

今回の補正予算においては、その車両設置に係る地質調査及び工事費等の設計業務委託料440万円が計上されており、その財源には全額、国からの地方創生交付金が充てられるため、本市の財政負担は生じないとのことであります。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより第29号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第29号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第3. 第30号議案

日程第4. 第31号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第3、第30号議案及び日程第4、第31号議案の条例改正2件を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第30号議案及び第31号議案につきまして、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第30号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正の理由といたしましては、平成２７年４月１日に、国民健康保険法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、中間市国民健康保険条例を改正する必要が生じたためでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険法において、保険者の財政基盤強化策として、所得の少ない方の人数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度が平成２７年度から恒久化されたことに伴い、同法に規定される条の繰り下げが行われたことから、条例において同法を引用している部分を改正するものです。

なお、この条例については、公布の日から施行され、改正後の条例の規定は、平成２７年４月１日から適用されることになっております。

次に、第３１号議案中間市介護保険法の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正の理由といたしましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、平成２７年４月１０日に公布及び施行され、低所得者の介護保険料の軽減を目的として、公費を投入することとされたことに伴うものでございます。

改正の内容でございますが、第１段階に該当する被保険者に対し、基準額に乗じる割合を、０．０５を超えない範囲内で市町村の定める割合を減じて得た割合とすることとされたことから、介護保険料の第１段階の保険料率を０．５５から０．５に、月額で３,１７８円から２,８８９円に、年額で３万８,１４２円から３万４,６７４円に引き下げるものです。

なお、施行日につきましては、平成２７年７月１日となっており、平成２７年度分の保険料から適用されます。

最後に、採決いたしました結果、第３０号議案、第３１号議案ともに全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより第３０号議案及び第３１号議案の条例改正２件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第３０号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第30号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第31号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第31号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

日程第5. 意見書案第6号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第5、意見書案第6号「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員(7番 田口 澄雄君)

意見書案第6号「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書案の提案理由を申し述べます。

自公安倍政権は、5月14日、憲法解釈の変更に伴う改定法案を閣議決定し、翌15日には国際平和支援法と10本の法案を一括化した平和安全法整備法案を国会に上程してきました。呼び名には平和とか安全をちりばめていますが、実際は戦争立法と呼ぶにふさわしい法案だと思います。

戦後70年間、日本は、憲法第9条の存在ゆえに1人の自衛官も戦死させず、1人の外国人も殺害をしてきませんでした。戦前の70年間、それこそ10年サイクルで戦争を引き起こし、第二次世界大戦では2,000万人のアジア人と310万人の日本人を死地へと追いやったことからすれば、日本の戦前と戦後は雲泥の差です。私たちは、この状況を未来に向けて維持し続けるべきだと考えます。

しかし、今回の閣議決定による憲法の解釈の変更という暴挙は、この70年間の歴史を根本からひっくり返し、元来国民を守るべき憲法の立憲主義についてもないがしろにするものです。まさに、殺し殺される国への仲間入りをすることになります。これは戦前への回帰と呼ばなくてはなりません。戦後と呼ばれた今までが次の戦いの戦前へと変わることを意味します。

この間、日本の憲法第9条第2項の戦力を保持しない、あるいは交戦権を認めないという規定の欠如をしたドイツやイタリアでは、アメリカの引き起こした戦争協力の中で100人近い戦死者を出しています。そして、当のアメリカは、みずからの引き起こした戦争政策でベトナムでは米軍人5万6,000人、韓国軍人5,099人、ベトナム人民500万人の犠牲者を出しています。アフガンでは米国人2,325人、NATO軍1,031人です。イラクでは4,500人の犠牲者の上に、いまだに犠牲者を出し続けています。戦後の国連憲章に集団的自衛権という言葉を入れさせたアメリカ自身が一番の軍人の犠牲者を出し続けていることになります。

そして、今の日本の動きは、これらの国の犯した過ちを後追いすることになっています。このままでは確実に戦死者が出ます。そして、戦争の内容によっては、この国が戦場と化します。何としても防がなくてはと思います。

国会では、衆議院憲法審査会において、自民党の推薦する参考人も含めて3人の憲法学者が、今回の法改正について、こぞって違憲の見解を發表しました。また、今回のこの暴挙に対する非難の声は、自民党の長老や日弁連、元内閣法制局長官経験者、学者の会等を含めて日本全土に広がっています。日本周辺の国々もこれを慎重に見守っています。また、国民の側も反対の声が常に賛成の声を上回っていることと同時に、「よくわからないから急いで決める必要はない」という声が「廃案にすべき」も含めて常に80%を超える状況が今続いています。

PKOの協力法で五つの国会、周辺事態法で4国会、有事関連法で3国会の時間を要した今までの法案に比べて11本もの法案をわずか1国会、それも史上最大の95日間国会を延長してまで押し通そうとする姿勢には無理があると思います。余りにも異常過ぎます。この問題の影響の大きさを考えても、もっと慎重に審議すべきだと思います。そのことを政府に求めて、議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

意見書案第６号「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書案に賛成討論をさせていただきます。

そもそも、集団的自衛権は、歴代内閣も違憲と判断している内容です。また、先日の６月４日の衆議院憲法審査会では、参考人招致された憲法学者３人の全員が集団的自衛権は憲法違反との見解を示しました。自民党推薦の長谷部早稲田大学教授までもが違憲との見解を示したことで話題になっていますが、憲法学者でなくても国民誰もが集団的自衛権は、憲法９条にある武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄するという条文に反することはわかります。集団的自衛権を実現したいなら憲法改正を先に論議すべきです。集団的自衛権を国民に問うこともなく、政府見解で勝手に認め、安全保障関連法案を無理やり通そうとする安倍首相の姿勢には納得できません。

昨年１２月の衆議院議員選挙の自民党の公約の中心は、アベノミクスの是非だったはずです。アベノミクスの推進が国民から信任を得て政権に就いたに過ぎません。集団的自衛権を推し進めるもくろみがあったなら、昨年１２月の衆議院選挙で正々堂々と争点に上げ国民に信任を得るべきでありました。それもせずいきなり重大な憲法解釈にも抵触する今回の安全保障関連法案提出は、国民への裏切り行為と言わざるを得ません。

戦後７０年のことしだからこそ、あえて日米安保の是非や憲法改正の是非、集団的自衛権の是非を争点に、改めて国民に真意を問い直すべきであると私は強く思います。

何より政府はテロを甘く見てはならないと思います。集団的自衛権の行使を契機に日本が深刻なテロの脅威にさらされる可能性があります。自衛隊も遠い他国で犠牲になる可能性もあります。そういった重大な国民への影響が考えられる今回の法案ですから、この意見書案第６号には賛成いたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第６号「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第６号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6．意見書案第 7 号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 6、意見書第 7 号労働法制の規制緩和に関する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6 番 青木 孝子君）

労働法制の規制緩和に関する意見書案の提案説明をいたします。

安倍政権が進めている労働法制の規制緩和に対して、多くの労働者から不安の声が上がっています。

その第 1 は、派遣労働の無制限の拡大です。労働者全体の 4 割近くに達した低賃金の非正規労働者をさらに拡大するものです。

戦後、自分の会社の労働者を他人の指揮下で働かせる人貸し業は、強制労働や賃金のピンハネを招くとして、労働基準法や職業安定法で禁止されました。そのため労働派遣法でも、臨時的、一時的業務に限り、恒常的業務は正社員が行い、正社員が行っている業務を派遣社員に置きかえてはならないことを原則とし、その担保として、その受け入れ期間は原則 1 年、最長 3 年としてきました。

ところが、今回の改定では、3 年で働く人を入れかえるか、部署を変えれば何年でも派遣労働者を受け入れることができるようにしています。結局、正社員がどんどん減ってしまう仕組みになってしまいます。

政府は、この法案が通ると派遣社員が正社員になれるかのように言いますが、派遣先企業が正社員募集についての情報提供を行うくらいのもので、義務化されておられません。また、現行法にあります労働契約申込義務の廃止など、直接雇用の道を閉ざそうとしているのが実態です。

また、雇用慣行が損なわれる恐れがあるときは速やかに検討するとの文言を加えていますが、正社員の派遣労働者への置きかえが進む危険性を認めたに等しいものではありませんか。

また、有期雇用を無期雇用に転換する期間の上限を 5 年から 10 年に延長いたします。10 年以内なら期間満了を口実にいつでも雇どめ、契約更新を拒否でき、10 年近く働いても正社員になれる仕組みを導入し、使い捨て労働をさらに野放しにするものです。

世界最大の空調メーカーであるダイキンでは、常時ある仕事をさせているにもかかわらず、200 人を超える有期雇用労働者を 2 年半で全て入れかえるという極めて不合理で乱暴なことがまかり通っています。しかも、自分がやめさせられるのに次に来る有期雇用労働者に仕事を教えるという屈辱的な労働を強いるのです。同じ仕事は同じ待遇という均等待遇が保障されれば、こんな不合理なことは通用いたしません。

第 2 は、裁量労働制の拡大です。

裁量労働制は、実際に働いた時間に関係なく、事前に定められた時間、例えば8時間働いたものとみなす制度です。10時間働いても12時間働いても8時間労働としかみない制度ですから残業代はゼロです。それでも深夜労働や休日労働の場合、割増賃金を支払わなければなりませんので、一定の労働時間規制が残っています。今回の改定は、残業代ゼロはもちろんのこと、労働時間規制を全面的に外し、労働時間という概念をなくす制度です。成果主義を標榜して導入しようとしている、いわゆるホワイトカラーエグゼンプションは、まさに現在多くの職場でまかり通っている違法のサービス残業を合法化するので、今後、労働者に広く適用される恐れがあります。

政府は、対象者は成果を定量的に図れる人だ。健康確保措置を義務づけると説明しています。しかし、健康確保措置があると言っても年間104日以上の日を働かなくていいということで、これは土日だけです。祝日も正月も盆も全部働き、24時間働いてもいいとなっています。

最大の問題は、成果ではなく時間規制をなくすということです。成果で賃金を払う働かせ方ほど時間規制が大事ではないでしょうか。成果を求める一方で時間規制がなくなったら成果が出るまで働かせるということになります。健康管理時間は、一月当たり100時間を超えた労働者が指導の対象になるというものですが、100時間というのは過労死ラインをはるかに超えています。国会は過労死をなくそうと全会一致で過労死等防止対策推進法をつくっていますが、ホワイトカラーエグゼンプションは、長時間労働を広げるもので、過労死等防止対策推進法にも逆行するものです。

第3は、職場や勤務地を限定した雇用契約、いわゆる「限定正社員」としての雇用形態を認めようとするものです。職種と勤務地を限定し、この限定条件がなくなったら解雇できるという制度です。限定正社員といっても長く働ける保障はなく、労働条件も有期雇用で働いていたときのままであり、結局名ばかり正社員ということになります。若者を大量に採用して次々と使い捨て、過大な目標や仕事量を押しつけ、長時間過密労働にかりたて、パワハラも日常化しております。

今進められている労働法制の規制緩和は、若者の半数が非正規労働者という状況をさらに深刻なものにするものです。今必要なことは規制緩和ではなく、労働法制を厳格に適用させ、労働者の生活をしっかりと守ることです。若者の雇用が安定し、安心な生活が確保されることは経済の発展にも寄与することになります。

よって、国においては正社員が当たり前の労働者保護を柱とする労働者派遣法の抜本改正と労働法制の規制緩和を行わないよう強く要望するものです。

以上、ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書第7号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。これより意見書案第7号労働法制の規制緩和に関する意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 意見書案第8号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第7、意見書案第8号辺野古新基地建設を直ちに中止することを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛であります。ただいまから辺野古新基地建設を直ちに中止することを求める意見書の趣旨説明を行います。

2013年1月28日、沖縄全41市町村の首長ら代表者が、安倍晋三首相と首相官邸で面談し、オスプレイの配備撤回と普天間基地閉鎖・撤去、同飛行場の県内移設断念など、基地負担の軽減を政府に求める建白書を手渡しました。この建白書には、沖縄の全41市町村長、議会議長、県議会と主要な経済的、社会的団体の代表が直筆で署名し提出されたもので、オール沖縄の総意が込められています。

昨年の名護市長選挙、名護市議会議員選挙、辺野古に新基地建設を許すのか阻止するのかが最大の争点で行われた沖縄県知事選挙、そして同日行われた県議補欠選挙名護市区でも、また衆議院選挙においても、沖縄選挙区の4選挙区全ての選挙区で、辺野古への新基地建設に反対する候補者が勝利したことにも沖縄県民の総意が揺るぎないものであることを示したものと言えるのではないのでしょうか。

ことしの4月17日、翁長沖縄県知事と安倍首相との会談が行われました。翁長知事は、

昨年の沖縄で行われた一連の選挙の結果は、辺野古新基地反対という圧倒的民意が示されたわけでありますと述べ、「沖縄はみずから基地を提供したことは一度もない。普天間飛行場もそれ以外の基地も戦後、県民が収容所に収容されている間に接收された。また、居住場所を初め銃剣とブルドーザーで強制接收され、基地づくりがされた。みずから土地を奪っておきながら、老朽化したから世界一危険な所だから沖縄が負担しなさい、嫌なら代替案を出せと言われる。こんな理不尽なことはないと思います。私は絶対に辺野古への新基地はつくらせない」と訴えました。

国土面積のわずか0.6%の沖縄県に、日本全土の米軍専用施設の74%が押しつけられ、また、米軍基地があるゆえの事件・事故に苦しめられてきた沖縄県民は、政府が進める普天間基地の県内移設に怒りをもって強く反対をしています。

沖縄で行われた最近の世論調査、4月7日付であります、ここでは、辺野古での新基地建設の賛否は、反対が76.1%に対し、賛成は18.2%。さきに仲井眞前知事が埋め立てを承認する直前の2013年12月の世論調査で、反対が66%、賛成が22%であったことと比べても、県内移設に反対する世論が強まっています。

また、5月17日に那覇市で3万5,000人を超える県民が参加し行われた、「止めよう辺野古新基地建設！沖縄県民大会」において、「県民の総意を無視し辺野古新基地を強行している政府の姿勢を糾弾し、沖縄県民の意思を侮辱し日本の民主主義と地方自治を根幹から破壊する暴挙である。もはや辺野古は沖縄だけの問題ではない。私たちは今、この国の民主主義のあり方を問うている」とし、日米両政府は県民の意思に従い、米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、辺野古新基地建設・県内移設を断念するよう強く要求すると決議をしました。

このように沖縄県民の声を聞こうともせず、政府による辺野古への基地建設強行は、沖縄県民の意思並びに憲法94条、95条で保障された地方自治を踏みにじる行為であり、憲法違反であることは明らかであります。

こうした政府の行為は、地方自治の形骸化につながる全国的な問題であり、さきの沖縄県民集会で述べられたように、日本の民主主義と地方自治を破壊するものと言わざるを得ません。よって、沖縄の負担軽減という名で強行する辺野古新基地建設を直ちに中止することを求めるものであります。

以上、意見書の趣旨説明を終わりますが、議員諸氏のご賛同をお願いするものであります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

中間クラブの小林信一です。中間クラブを代表いたしまして、ただいま提案されております意見書案第8号、これについて賛成討論を行います。

ことは戦後70年に当たるということになっております。我が国日本として大きな転換期を迎えていることと思います。ただいま提案されています沖縄県辺野古基地への米軍基地建設の問題もその中の一つというふうに捉えております。

戦後の沖縄県の歴史を少し振り返ってみました。1945年、第二次世界大戦終結、いわゆる太平洋戦争です。その際、沖縄県は独立の国で、日本に同化された異民族としてアメリカ軍政下に置く、こういう措置がとられております。

1952年、琉球政府が創設され、潜在的な日本の主権は認めるが、アメリカ軍の管理下に置くこととされております。

そうした中、1960年、沖縄県で祖国復帰協議会が結成され、さまざまな運動が展開されてきました。その結果、1969年、当時のアメリカ大統領——ニクソン大統領が沖縄返還を約束しております。

その後、1972年、核抜き・本土並みの返還ということで、沖縄県は本土復帰を果たしていくわけですが、そのとき琉球政府は沖縄県として復帰するという形をとっております。本土並みの返還と言われながら、沖縄県には多くの軍事施設や基地が残されたまま、米軍の起こす事件や事故は後を絶たず、沖縄県民をいまだに苦しめ続けていることは誰もが承知しているところだと思います。

現在、沖縄県では、本土復帰43年目を迎えているわけですが、人口142万人、先ほども出てきましたが、日本の国土面積0.6%のこの沖縄県に在日米軍基地の23.5%、これは面積比です、米軍専用施設の73から74%が集中しており、まさに基地の島沖縄と、こういう姿にあります。そうした中、沖縄県民は、もう基地は要らないと、そういう心からの叫び声を上げているのが現実です。そう訴え続けておると思います。

この日本の平和と安全が、そして私たちの日々の生活が沖縄県に軍事基地を押しつけて担保されている、そうするならば私たち国民一人一人が自分の問題としてもう一度考え直さなければならない重要な問題であると、こういうふうに思います。

政府は、県民の総意として選出されました県知事となかなか会いませんでした。世論に押され渋々と対談の時間をとりましたが、それも形式的にやっておるに過ぎないと、そう

しか思えません。真摯にじっくりと代表者とひざを交えて対話する、協議する、こうした時間をもっととるべきであり、国民が納得できる姿をその中から導き出すべきだというふうに考えております。沖縄に基地ありきの考え方を基本的に見直す必要があると思っております。

県知事との対話を拒否する政府の姿、その姿は、去る6月23日の沖縄慰霊の日の式典においてもあらわれています。安倍首相は、沖縄の基地負担軽減に努めていくとの言葉を発しております。テレビ報道等もあっておりますから聞かれた方も多いかと思います。しかしながら、基地負担軽減の具体的な内容は全く示していません。式典終了後はすぐに空港に向かい、空港で県知事とわずか5分程度、基地問題以外の話をして、公務ありということで東京へ引き上げる、こういう動きをされています。これは一国の首相のとるべき態度ではないと、こういうふうに私は思います。

また、ある軍事専門家は、新辺野古基地は2本の滑走路が建設される予定であるが、海兵隊の派遣を伴う軍事活動では大型輸送機の離発着には適さないものであると。今配備されておりますオスプレイの離発着に使用できる程度のもので、役に立つものではないと。官僚指導方の考え方に抵抗できる政治家が今必要であると、こういうふうなことを述べてあります。また、辺野古にかわる場所はほかにも幾らでもあると、こうとまで言っております。

さらに、環境問題についても大きな課題を有していると思います。今、中間市では、日本の明治産業革命遺産の世界遺産への登録、今後の遺産の保全維持についてさまざまな取り組みが進められようとしています。これは貴重な産業革命遺産を後世に大切に残していく、そういう思い、あるいは中間市はそういう役割も担っていると思います。

同様に後世に残す貴重な自然遺産、これが沖縄県辺野古周辺にあります。辺野古周辺のサンゴ群落と海洋性植物、これは特に大事なものであります。サンゴ群落については地球の自然、これが数千年、数万年の営みの中で生み出したもの、つくり出したものです。現在、地球温暖化が進む中、世界的にも貴重なサンゴ群落の一つであるというふうに思います。このサンゴ群落と海洋性植物は、これは後世に引き継ぐべき人類共通の大切な自然遺産であり、基地の建設で消滅させてはならないものであるというふうに思います。こうした状況の中、この意見書案に賛成をさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第8号辺野古新基地建設を直ちに中止することを求める意見書を起立

により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 意見書案第 9号

日程第9. 意見書案第10号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第8、意見書案第9号及び日程第9、意見書案第10号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

公明党の中尾でございます。意見書案2件につきまして趣旨説明を行います。

初めに、認知症への取り組みの充実強化に関する意見書について説明を行います。

本年開催されましたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高く位置づけるべきとの考えが確認されました。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人に達するとも推計されています。

政府は、認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランを制定し、認知症高齢者にやさしい地域づくりを目指すこととしました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加を考えれば、当事者や家族を支える体制の整備、予防・治療法の確立などの取り組みが求められるところであります。よって、政府におかれましては、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

1、学校教育などにより認知症への理解を促進し、予防・治療法の確立、ケアサービスなど、認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）を早期に制定すること。

2、認知症に見られる不安、抑うつ、妄想などの発症・悪化を防ぐため、訪問型医療や看護サービスを地域包括ケアシステムの中に組み入れること。

3、自治体などの取り組みについて、より配慮を要する方々へのサービス充実のため、サロンの設置、買い物弱者への支援等を広く周知すること。

4、新オレンジプランの効果を見きわめるため、点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、認知症への取り組み、充実について要望いたします。

続きまして、地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書案について説明申し上げます。

今国会において持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法の一部を改正

する法律が成立しました。国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まります。国保改革に当たっては、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところです。

一方、地方創生の観点から、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充の取り組みが見られます。

さらに、平成26年度補正予算で用意された国の交付金を活用し、対象年齢の引き上げなど、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、早急に見直しを行うよう次の2点について要請いたします。

1、人口減少問題に取り組む地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。

2、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から、子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、皆様のご賛同をお願い申し上げまして、意見書案2件についての趣旨説明を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書案について、意見を付して賛成といたします。

意見書案にあります認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランは、当初案では認知症の人の精神科病院の入院について必要性を見きわめた上で、高度な専門的医療サービスを短期的・集中的に提供する場となっております。ところが、改訂版では、短期的の部分を削除し、「徘徊や物とられ妄想、幻覚、暴力など、慢性の行動、心理症状などへの対応には新たに長期的に専門的な医療サービスが必要になることも」と加えられました。この

ように新オレンジプランは、医療や介護などの提供について各所に精神科病院のかかわりが強められる内容が盛り込まれております。

日本は、世界に例を見ないほど精神科病棟と長期入院患者が多く、1年以上が20万人を超え、精神科病院に入院している認知症患者は約5万3,000人以上に上り、うち3万人は1年以上の長期にわたっています。日本では世界でも突出しています精神科の長期入院の解消、早期支援で、重症化や入院を防ぐための地域支援体制づくりが喫緊の課題となっているもとで、新オレンジプランで認知症患者を精神科に長期入院させる風潮が強まるのではないかと逆行への懸念が広がっております。認知症は、初期からの適切なケアがあれば多くが在宅で暮らせるとの認知症ケアの世界的な流れにも逆行するものです。

以上、討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

意見書案第10号地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書案に対して意見を付して賛成といたします。

まず最初に、この意見書案は、出だして、今国会において持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところであるということから始められていますが、まずこの法律自体を肯定的に捉えるわけにはまいりません。意見書自体では賛成とも反対とも立場を明確にはしてませんが、この法律により入院ベッドの削減の地域医療構想や医療費目標を定める医療費適正化計画とあわせて、医療費抑制の責任を都道府県に負わせ、その指導のもとに各市町村の医療費抑制を競わせる内容であり、決して持続可能と呼べるようなものではありません。

また、国保の財政基盤の強化を言うのであれば、この間半減されてきた国庫負担を元に戻して、さらなる財政支援の拡充を図ることこそ必要であり、この法律によって財政基盤が強化されるかのような幻想を抱かせるのは許されないと思います。

次に、乳幼児医療等に対する国の減額調整措置に対して結論を出すことや検討することを求める文言でとどまっていますが、さらに国に対してペナルティの中止を求めることまで記入することが求められているのではないのでしょうか。とはいえ標題にあるように、減額調整措置の見直しを求めることについては中止という立場から賛成ですので、以上の意見を付して、この意見書には賛成をいたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案２件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第９号認知症への取り組みの充実強化に関する意見書を起立により採決いたします。本意見書案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第９号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第１０号地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第１０号は原案のとおり可決されました。

日程第１０．議会運営委員会委員の選任

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第１０、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

委員会条例第４条第３項の規定より、議会運営委員の任期は平成２７年７月２４日までとなっておりますので、委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により、小林信一君、田口澄雄君、掛田るみ子さん、佐々木晴一君、安田明美さん、原田隆博君、下川俊秀君、以上７名の諸君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

日程第１１．常任委員会委員の選任

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第１１、常任委員会委員の選任を議題といたします。

委員会条例第３条の規定より、常任委員の任期は平成２７年７月２４日までとなっておりますので、委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により、

総合政策委員に小林信一君、田口澄雄君、掛田るみ子さん、山本慎悟君、下川俊秀君、米満一彦君、以上6名を、市民厚生委員に植本種實君、青木孝子さん、中尾淳子さん、安田明美さん、中野勝寛君、井上太一君、以上6名を、産業消防委員に田口善大君、宮下寛君、草場満彦君、佐々木晴一君、原田隆博君、堀田英雄、以上6名を指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

日程第12. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第12、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において田口善大君及び井上太一君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、平成27年第2回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前10時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 田 口 善 大

議 員 井 上 太 一